

明治初期の新聞記事に見る犯罪類型の諸傾向

松 永 寛 明

要 旨

本稿の目的は、1878（明治11）年に発行された大新聞の『東京日日新聞』と小新聞の『読売新聞』の記事に見られる犯罪類型の諸傾向を析出することをおして、犯罪報道が刑事司法における法違反者の処遇状況を正確に反映しているかどうか、反映していないとすればどのように反映していないかを知ることである。結論は以下のとおりである。(1)警察・司法統計と比べたとき、『東京日日新聞』および『読売新聞』は、①「被害者なき犯罪」について法違反者数を過小に報道する傾向があり、②集合的犯罪について法違反者数を過大に報道する傾向がある。(2)両紙を比べたとき、①両紙とも読者の階層に近い人々が関係する犯罪類型の報道に多くの字数を費やす傾向があり、②『東京日日新聞』は統計中心の犯罪記事を罪種別に分類された法違反者の表示に、『読売新聞』は刑種別に分類された法違反者の表示に使う傾向があるが、③法違反者に対する評価を除く事実経過の描き方に関しては、両紙の間で大きな相違はない。以上の結論から、報道機関には、刑事司法機関において処理された事件を選別して、独自の言説をつくり出す機能があるという示唆を得た。

キーワード：犯罪報道，大新聞，小新聞，内容分析，言説

1 問 題

現代の日本社会において犯罪報道は身近な存在であり、一般の人々が犯罪や刑事司法に関する情報を得るための重要な役割を担っている。こうした点を踏まえると、犯罪報道が刑事司法における法違反者の処遇状況を正確に反映しているかどうか、反映していないとすればどのように反映していないかを知るのは有意義であると思われる。なぜなら、犯罪報道の内容に偏りがあるということはすなわち、報道機関には、刑事司法機関において処理された事件を元にして、独自の言説をつくり出す機能があることを意味するからである。この言説はマス・コミュニケーションの回路によって多くの人々に流通

しうるから、例えば逸脱に対する過剰な反作用をもたらすモラル・パニックのように、場合によっては刑事司法機関の処遇過程よりも社会的な影響力を持つ可能性がある¹⁾。このような諸個人に対する犯罪報道の効果を知るためにも、まずは犯罪報道の内容分析を行う必要がある²⁾。しかし、多種多様なマス・メディアが存在している現代の日本社会において、すべてのメディアを代表するような内容分析を行うのは難しい。そこで本稿では、時代を明治初期に設定し、当時の警察・司法統計に記載された法違反者数と比較しながら、まだ社会に登場したばかりの新聞に掲載された犯罪記事の内容を分析して、記事に描かれた犯罪類型の諸傾向を析出することを目的とする³⁾。犯罪報道の原型を研究するこ

とで、現代における犯罪の処遇状況と犯罪報道との関係について理解するための手がかりを得るのである。

当時の新聞は、その多くが士族層に属していた官吏・教員および名望家層を構成していた豪農・豪商を読者層とする大新聞と、商店主などの都市庶民層を読者層とする小新聞とに分かれていた⁴⁾。現代日本の新聞と異なり、明治前期にはいわゆる高級紙と大衆紙が明確に存在したのである⁵⁾。読者層の違いから、大新聞と小新聞とでは犯罪記事の内容に違いが出ると予想されるが、果たしてどうだろうか。本稿では、大新聞の代表として『東京日日新聞』（1872（明治5）年創刊）を、小新聞の代表として『読売新聞』（1874（明治7）年創刊）を取り上げる。両紙とも東京という都市で創刊・発行されているから、その犯罪報道の分析をとおして、都市において産出される犯罪に関する言説といった、都市文化の一部の特徴を明らかにすることができよう。

2 方法

近代日本の犯罪報道に関する従来の研究は、特定の事例に焦点を絞ったものが多く⁶⁾、犯罪報道を量的に把握する研究はあまり見られない。そこで本稿では、犯罪報道における犯罪類型の量的な傾向を分析した上で、必要に応じてその具体的な内容を考察するという方法を採用。こうすることで、個々の犯罪報道の内容を犯罪類型の量的な傾向の中に適切に位置づけることができよう。

本稿における第一の考察対象は、1878（明治11）年1月7日（月）から12日（土）までを第1週とし、同年12月23日（月）から28日（土）までを最終の第26週とする隔週の『東京日日新聞』雑報欄148日分（日曜日の定期休刊26日分、臨時休刊3日分、および該当記事のない5日分を除く）である。第二の考察対象は、1878年1月8日（火）から13日（日）までを第1週とし、同年12月24日（火）から29日（日）までを最終の第26週とする隔週の『読売新聞』新聞欄150日分（月曜日の定期休刊26日分、臨時休刊3日分、

および該当記事のない3日分を除く）である。

1878年という時期を選んだ理由は、第一に、その翌年の1月までに公開刑が全廃されており、この頃までに近代的な刑事司法制度を確立する準備が整ったと考えられること、第二に、1875（明治8）年に讒謗律と改正新聞紙条例が布告され、メディア取締りの所管も内務省へと移り、メディア規制の制度化が進んでいたことである。ちなみに同年中における発行部数は、『東京日日新聞』が2,125,292（東京府内733,688、府外1,388,380、外国3,224）、『読売新聞』が6,544,679（東京府内4,655,764、府外1,886,270、外国2,645）である⁷⁾。両紙とも東京府外での流通はまだ少なかったものの、マス・メディアとしての広がりをも十分に備えていたといえよう。

考察の手順は以下のとおりである。まず、1878年に関する犯罪統計である『第4回警察年報』（『内務卿第4回年報』所収）および『司法省第4刑事統計年報』⁸⁾と、『東京日日新聞』および『読売新聞』との間で、犯罪類型別に法違反者数の構成比を比較する（3節）。次に、両紙の間における字数の犯罪類型別構成比および犯罪報道の描き方の比較を行う（4節）。最後に、これらの知見をまとめる（5節）。もしも、犯罪報道の内容が警察や裁判所で実際に処遇された法違反者数をそのまま反映していれば、犯罪類型別に見た法違反者数の構成比が、警察・司法統計に記載された法違反者数の構成比とほぼ一致するはずである。したがって、ある犯罪類型において双方の比率に大きな開きがある場合、その犯罪類型は、実際に処遇された人数よりも報道機関によって過大にまたは過小に取り上げられる傾向にあるとみなすことができる。

3 『東京日日新聞』および『読売新聞』と警察・司法統計との比較

まずは、1878（明治11）年度に警察および裁判所において実際に処遇された法違反者数の構成比を犯罪類型別に見てみよう（表1）。以下、表中、「財産犯」は窃盗・強盗・偽造など他者の財産に対する違法な侵害を、「身体犯」は傷害・

殺人など他者の身体に対する違法な侵害を、「言論・メディアに関する犯罪」は讒謗律違反や新聞紙条例違反など言論・メディアによる他者の人格に対する違法な侵害を指している。また、当時国事犯と呼ばれた「政治犯・暗殺」は一種の内乱であり、主として明治政府に不満を持つ士族層によって引き起こされた。農民や兵士が起こした集会的犯罪は「暴動」として別に類型化した。「違警犯」は警察段階で制裁を課すことのできる犯罪類型で、日常生活の延長上に

ある行為を取り締まるために府県レベルで設けられたものである。なお、警察統計で使用される罪種から本稿で用いる犯罪類型を作成するのが困難であるという理由から、警察において処遇された「財産犯」から「その他の刑法犯」までをまとめて計上している。同表によると、警察が処遇した法違反者数は、①「財産犯」から「その他の刑法犯」までをまとめたもの(42.6%)、②「違警犯」(39.9%)、③「賭博」(17.4%)の順に多い。特に「違警犯」の人数

表1 警察および裁判所において処遇された法違反者数（明治11年度）

	警 察				裁判所		
	男性	女性	不明	合計	男性	女性	合計
賭博	31,322 17.3%	2,189 18.9%	0 0.0%	33,511 17.4%	25,807 27.8%	1,580 18.8%	27,387 27.0%
財産犯					43,237 46.5%	2,665 31.7%	45,902 45.3%
身体犯					4,503 4.8%	183 2.2%	4,686 4.6%
姦通・墮胎					315 0.3%	571 6.8%	886 0.9%
言論・メディアに関する犯罪	75,894 42.0%	6,141 53.2%	2 100.0%	82,037 42.6%	137 0.1%	0 0.0%	137 0.1%
暴動					79 0.1%	0 0.0%	79 0.1%
政治犯・暗殺					242 0.3%	2 0.0%	244 0.2%
その他の刑法犯					18,595 20.0%	3,409 40.5%	22,004 21.7%
違警犯	73,629 40.7%	3,223 27.9%	0 0.0%	76,852 39.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	180,845 100.0%	11,553 100.0%	2 100.0%	192,400 100.0%	92,915 100.0%	8,410 100.0%	101,325 100.0%

注1 上段：人数。下段：列%。

注2 警察統計については、大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書 第6巻』三一書房、1987年、246-251、272-277、303-305頁を、司法統計については、司法省編『司法省第4刑事統計年報 明治11年』1882年、1丁表-9丁裏、81丁表をもとに作成。

注3 警察における数字は1878（明治11）年7月から1879（明治12）年6月までのもの。裁判所における数字は1879（明治11）年中のもの。

注4 警察における数字は「賭博」から「その他の刑法犯」までは「捕拿」された人数、「違警犯」は科料、拘留、または呵責に処せられた人数。裁判所における数字は「処断」された人数。

表2 『東京日日新聞』の犯罪記事における法違反者数および字数（明治11年）

	報道中心の犯罪記事					統計中心の犯罪記事				
	法違反者数				字 数	法違反者数				字 数
	男性	女性	不明	合計		男性	女性	不明	合計	
賭博	8 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	8 0.5%	272 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	14,708 14.4%	14,708 8.7%	12 0.3%
財産犯	101 14.1%	7 28.0%	38 4.4%	146 9.1%	33,329 27.4%	0 0.0%	0 0.0%	22,766 22.2%	22,766 13.4%	2,065 51.2%
身体犯	53 7.4%	3 12.0%	2 0.2%	58 3.6%	26,060 21.4%	0 0.0%	0 0.0%	1,687 1.6%	1,687 1.0%	47 1.2%
姦通・墮胎	5 0.7%	7 28.0%	0 0.0%	12 0.7%	481 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
言論・メディア に関する犯罪	85 11.9%	0 0.0%	12 1.4%	97 6.0%	8,305 6.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
暴動	212 29.6%	4 16.0%	532 61.4%	748 46.5%	8,610 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
政治犯・暗殺	132 18.4%	0 0.0%	249 28.8%	381 23.7%	30,221 24.9%	0 0.0%	0 0.0%	1,245 1.2%	1,245 0.7%	219 5.4%
その他の刑法犯	44 6.1%	4 16.0%	12 1.4%	60 3.7%	7,998 6.6%	0 0.0%	0 0.0%	1,285 1.3%	1,285 0.8%	111 2.8%
違警犯	5 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	1,181 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	31,795 31.0%	31,795 18.7%	86 2.1%
不明	72 10.0%	0 0.0%	21 2.4%	93 5.8%	5,073 4.2%	64,774 100.0%	2,582 100.0%	28,962 28.3%	96,318 56.7%	1,492 37.0%
合 計	717 100.0%	25 100.0%	866 100.0%	1,608 100.0%	121,530 100.0%	64,774 100.0%	2,582 100.0%	102,448 100.0%	169,804 100.0%	4,032 100.0%

注1 上段：人数（延べ数）または字数。下段：列%。

注2 数字は1879（明治11）年1月から同年12月までのもの。

表3 『読売新聞』の犯罪記事における法違反者数および字数（明治11年）

	報道中心の犯罪記事					統計中心の犯罪記事				
	法違反者数				字 数	法違反者数				字 数
	男性	女性	不明	合計		男性	女性	不明	合計	
賭博	9 0.6%	5 3.0%	0 0.0%	14 0.6%	1,154 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
財産犯	251 15.8%	31 18.5%	122 29.1%	404 18.6%	58,659 40.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
身体犯	106 6.7%	12 7.1%	18 4.3%	136 6.3%	30,137 20.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
姦通・墮胎	13 0.8%	42 25.0%	0 0.0%	55 2.5%	3,903 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
言論・メディア に関する犯罪	108 6.8%	0 0.0%	1 0.2%	109 5.0%	7,619 5.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
暴動	705 44.5%	2 1.2%	5 1.2%	712 32.8%	5,607 3.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
政治犯・暗殺	87 5.5%	12 7.1%	187 44.6%	286 13.2%	8,583 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他の刑法犯	189 11.9%	51 30.4%	42 10.0%	282 13.0%	21,222 14.6%	0 0.0%	4 0.8%	98 13.8%	102 0.7%	122 9.8%
違警犯	34 2.1%	5 3.0%	5 1.2%	44 2.0%	3,512 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	82 5.2%	8 4.8%	39 9.3%	129 5.9%	4,884 3.4%	14,124 100.0%	483 99.2%	614 86.2%	15,221 99.3%	1,117 90.2%
合 計	1,584 100.0%	168 100.0%	419 100.0%	2,171 100.0%	145,280 100.0%	14,124 100.0%	487 100.0%	712 100.0%	15,323 100.0%	1,239 100.0%

注1 上段：人数（延べ数）または字数。下段：列%。

注2 数字は1879（明治11）年1月から同年12月までのもの。

が多いといえよう。それに対して、裁判所が処断した法違反者数は、①「財産犯」(45.3%)、②「賭博」(27.0%)、③「その他の刑法犯」(21.7%)の順に多い。

次に、1878年に『東京日日新聞』および『読売新聞』の犯罪記事で取り上げられた法違反者数について考察する(表2, 表3)。当時の両紙には、犯行の経過や法違反者の処遇過程を報道する記事と、公式の犯罪統計をそのまま掲載する記事の両方が含まれていたから、前者を報道中心の犯罪記事、後者を統計中心の犯罪記事として別々に検討する。便宜上、犯罪統計を主題とした記事の考察は次節に回して、以下では報道中心の犯罪記事だけを取り上げることにする。表2によると、『東京日日新聞』で法違反者数が多い犯罪類型は順に、①「暴動」(46.5%)、②「政治犯・暗殺」(23.7%)、③「財産犯」(9.1%)である。一方、『読売新聞』では、①「暴動」(32.8%)、②「財産犯」(18.6%)、③「政治犯・暗殺」(13.2%)の順となる(表3)。したがって、どちらの新聞でも、「暴動」、「政治犯・暗殺」、「財産犯」の法違反者数が多く報じられているのがわかる。

以上のように、犯罪類型を共通の物差しとして置いたとき、警察・司法統計に報告された法違反者数の構成比と、『東京日日新聞』および『読売新聞』で報道された法違反者数の構成比の間には、明らかに大きなずれが見られる。すなわち、『東京日日新聞』と『読売新聞』の両方が法違反者数を過大に報道している犯罪類型は、「暴動」(裁判所0.1%、『東京日日』46.5%、『読売』32.8%)および「政治犯・暗殺」(裁判所0.2%、『東京日日』23.7%、『読売』13.2%)である。逆に、両紙が法違反者数を過小にしか報道していない犯罪類型は、「違警犯」(警察39.9%、『東京日日』0.3%、『読売』2.0%)および「賭博」(警察17.4%、裁判所27.0%、『東京日日』0.5%、『読売』0.6%)である。

では、統計と報道の間に見られるこのずれは何を意味しているのだろうか。まずここで注意しなければならないのは、本稿で考察対象としている1878年には近衛砲兵260余人による反乱(竹橋騒動)が勃発しており、この「暴動」の法違反者数は警察・司法統計に反映されていない

点である。軍法違反は軍内部で処理されるので、一般の警察や裁判所の統計に表れないのである。ちなみに、同年中における陸軍の「軍人軍属犯罪者」数は、合計2,417人(延べ数)である⁹⁾。仮にこの合計人数に占める260人の百分率を出すと10.8%になる。しかし、この数値と比較しても両紙の「暴動」法違反者数の比率はかなり高いので、やはり先の知見は支持されると思われる。

この点を踏まえた上で統計と報道の乖離について考察すると、最初に気づくのは、両紙が過小に報道する「違警犯」と「賭博」が、被害者の存在しない犯罪あるいは被害が軽微な犯罪であるという点である。考察の対象となった記事にこれらの被害者が登場しないのはもちろん、そもそも「違警犯」や「賭博」は、道徳を正当化するために立法されているとエドウィン・シャーが指摘した「被害者なき犯罪」である¹⁰⁾。例えば、1878年1月から同年12月の間に東京警視本署で処理された「違警犯」(合計23,457人)のうち、人数の多いものを順に挙げると、「裸体又は袒裼して醜体をなす者」(7,545人)、「便所に非ざる場所へ小便する者」(5,159人)、「往来等へ願なく家作を張出す者」(3,859人)、「喧嘩口論し噪鬧をなす者」(3,379人)となり、日常生活の延長にある行為が取り締まられているのがわかる¹¹⁾。したがって、『東京日日新聞』と『読売新聞』の両紙において、「違警犯」や「賭博」のような「被害者なき犯罪」の法違反者は、基本的にあまり報道されない傾向にあるということができよう。

次に、統計の数値よりも過大に報道される「暴動」および「政治犯・暗殺」について考察する。「暴動」と「政治犯・暗殺」はどちらも、法違反者数の比率が実際よりも過剰に報じられる点で共通している。つまり、両者は集合的な性質を帯びた犯罪として報道される傾向にあるといえる。あるいは、元々「暴動」や「政治犯・暗殺」は集合的な犯罪であることを考えると、集合的犯罪はより集合的なものとして報道される傾向があるといえるかも知れない。

以上をまとめると、警察および裁判所において処遇された法違反者数と比べたとき、『東京日日新聞』および『読売新聞』には、「被害者な

き犯罪」（「違警犯」および「賭博」）の法違反者数を過小に報道する傾向があるとともに、集合的犯罪（「暴動」および「政治犯・暗殺」）の法違反者数を過大に報道する傾向があることが判明した。

なお、「被害者なき犯罪」とされる「姦通・墮胎」の女性法違反者数に関して、裁判所が処断した割合よりも二紙において数値が高くなっている点にも留意する必要がある（表1～表3）。また、警察が受理した「財産犯」の女性被害者数の割合よりも、二紙における方が高くなっている（表4）。女性は実際よりも多く「姦通・墮胎」の法違反者として、また「財産犯」の被害者として犯罪記事に登場する傾向があるといえよう。

このように、それぞれ階層の異なる読者層を持つ両紙にも、犯罪報道に関して共通点があったと指摘できる。では、両者の相違点はどこにあるか。ここで節を改めて両紙相互の比較に移り、さらに考察を深めていこう。

4 『東京日日新聞』と『読売新聞』との比較

前掲の表2、表3から、『東京日日新聞』と『読売新聞』で報道された犯罪記事の違いは第一に、

「政治犯・暗殺」の字数の比率であるのがわかる（『東京日日』24.9%、『読売』5.9%）。士族層と名望家層を読者層に持つ『東京日日新聞』が、西南戦争の処理や大久保利通の暗殺を含む「政治犯・暗殺」の報道に多くの字数を費やすということはすなわち、同紙には読者の階層に近い法違反者または被害者の登場する記事を相対的に多く報道する傾向があるのを意味すると思われる。この傾向は、都市庶民層を読者層に持つ『読売新聞』にもある程度当てはまる。同紙は「財産犯」に関して、『東京日日新聞』よりも多くの字数を費やしているのである（『東京日日』27.4%、『読売』40.4%）。『読売新聞』の読者である商店主などの都市庶民層と「財産犯」の被害者とが階層的に近いことが、この違いに表れていると思われる。少なくとも考察対象の記事を読んだかぎり、「財産犯」は都市で発生すると描かれることが多い。あるいは、どちらの新聞も読者に近い階層の人々が関係する犯罪記事を多く報道するという意味では、共通した傾向を持っているともいえる。

『東京日日新聞』と『読売新聞』の第二の相違点は、犯罪統計を主題とした記事の扱いについてである（表2、表3）。まず、『東京日日新聞』の方が統計中心の記事の合計字数が多く、犯罪類型の種類も多い。逆に、『読売新聞』における統計中心の記事では犯罪類型「不明」がほとん

表4 財産犯の被害者数（明治11年度）

警 察	『東京日日新聞』		『読売新聞』		
	報道中心の 犯罪記事	統計中心の 犯罪記事	報道中心の 犯罪記事	統計中心の 犯罪記事	
男 性	3,993 89.1%	67 63.8%	1 0.0%	98 63.6%	0 —
女 性	488 10.9%	19 18.1%	1 0.0%	41 26.6%	0 —
不 明	0 0.0%	19 18.1%	4,645 100.0%	15 9.7%	0 —
合 計	4,481 100.0%	105 100.0%	4,647 100.0%	154 100.0%	0 —

注1 上段：人数（新聞については延べ数）。下段：列%。

注2 警察統計については、大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書 第6巻』三一書房、1987年、232-245頁をもとに作成。

注3 警察における数字は1878（明治11）年7月から1879（明治12）年6月までのもの。『東京日日新聞』および『読売新聞』における数字は1879（明治11）年1月から同年12月までのもの。

注4 警察における数字は「強盗に遇う人員」と「窃盗に遇う人員」を合わせた人数。

どを占めているように、同紙では統計で取り上げられる犯罪類型に大きな関心があるとは言い難い。以下に、両紙における統計中心の犯罪記事を掲げて、より詳しく考察する¹²⁾。

○一昨十一日警視日夜報の合計は、○窃盗に逢う者九十三人、○同捕縛十人、○強盗に逢う者二人、○犯罪人送致八人……。

(『東京日日新聞』1878年7月13日)

○今月三日に監獄署にて調られた囚人の数は、懲役人の男が二千六百七十八人、女が五十人、禁獄人が三十八人、苦役の女が三十人、懲役の男が三百七十七人、女が二十四人、未決の男が二百八十四人、女が二十五人でありました。(『読売新聞』1878年3月6日)

この例のように、統計中心の犯罪記事の全体にわたって、『東京日日新聞』は窃盗や強盗という罪種に着目し、『読売新聞』は懲役や禁獄という刑種に着目する傾向があるように思われる。また『東京日日新聞』では、報道中心の記事よりも統計中心の記事において「財産犯」を報じる傾向がある。これらを合わせて考えると、『東京日日新聞』は統計中心の犯罪記事を罪種別に分類された法違反者数(主として「財産犯」)の表示に使うのに対して、『読売新聞』はそれを刑種別に分類された法違反者数の表示に使う傾向にあるといえよう。

さて最後に、『東京日日新聞』と『読売新聞』の相違点として、犯罪記事の描き方を挙げる事ができるだろうか。同一の事件を報道した記事を検討してみよう。以下、下線部はそれぞれの記事に特徴的な表現を指す。

○去る七日の夜十二時半ごろ、教導団歩兵第一大隊四中隊の寢室へ怪しき者が忍び入り、寢台に掛けたるケットを盗み去らんとする処を、兵卒は目を醒し、此の体を見て直に取り押え火を燭し見れば、豈計らんや二十年ばかりの女にてありしかば、若しや此の営中に恋い慕う人のありて忍び来りしにはあらずやと問い糺すに左はあらで、

第八大区三小区角筈村のAの娘Bと云う女にて、全く盗みに入りたるに相違なければ最寄の分署へ引渡されしとぞ。(『東京日日新聞』1878年1月9日)

○府下角筈村のAの娘Bは、是までも度々新聞に出て今鬼神Cとまでいわれた女にて、又々此たび悪心が発起し、一昨晚の十二時すぎに教導団歩兵第一大隊四中隊の室へと忍び入り、有合うケットを持ち去らんとする物音に一人の兵士が目をさまし、曲者までと抱き留られ、物々しやとふり解き巴板額の勇を顕わそうと思ふとそうではなく、おめおめと取押えられて其筋へ引き渡されました。(『読売新聞』1878年1月9日)

どちらの記事も、下線部分が法違反者に対する評価を表しており、それ以外の部分は事件の経過を報道している点で共通している。この例のように、法違反者に対する評価を除く事実経過に関しては、両紙に大きな違いは見られないといえよう。次に引用するように、特に「言論・メディアに関する犯罪」の報道で共通性が表れている。報道の詳細さに多少のばらつきはあれ、ほぼ同一の描き方である。

○昨十八日、東京裁判所の判決に於て、民間雑誌のA どのは、其雑報の第二百十八号にて第二方面四分署の巡查Bなるものは云々と掲載公布する科、讒謗律第五条に依り罰金十円、また魁新聞のC どのは、其第二百三十七号にてD は逆上の気味ありて云々とE, F 等の榮譽を害すべき行事を掲載公布する科、讒謗律第五条に依り罰金五円を申付られたり。(『東京日日新聞』1878年3月19日)

○民間雑誌の編輯人Aさんは、同雑誌第二百十八号の雑誌へ巡查Bなる者云々と載せた科で罰金十円、また魁新聞の仮編輯長C さんも、同新聞第二百三十七号へDは云々と載せられた科で罰金五円申し付けられました。(『読売新聞』1878年3月19日)

ただし、次に少し引用するように、判決文の報道に関しては、『東京日日新聞』が難解な判決文をそのまま掲載するのに対して、『読売新聞』では判決文の内容をかみ砕いて報じるという違いがある。

鹿児島県鹿児島高麗町士族

A 事 B

四十三年四ヶ月

自分儀、明治九年四月中、鹿児島裁判所三級判事補拜命、同十二月、病に依て職を辞し……。 (『東京日日新聞』1878年1月10日)

A 其ほかの方々が元の通り警部に成られたことは先頃の新聞に出してありますが、此一件について鹿児島裁判所で旧三級判事補を勤めた同県士族の B は、病気について辞職して居ると……。 (『読売新聞』1878年1月9日)

このように、法違反者に対する評価を除く事実経過に関しては、基本的に『東京日日新聞』と『読売新聞』の間で犯罪記事の描き方に大きな相違はないといえよう。したがって、両紙の関係をまとめると、両紙とも読者の階層に近い人々が関係する犯罪類型（『東京日日新聞』では「政治犯・暗殺」、『読売新聞』では「財産犯」）の報道に多くの字数を費やす傾向があるとともに、『東京日日新聞』は統計中心の犯罪記事を罪種別に分類された法違反者（主として「財産犯」）の表示に、『読売新聞』は刑種別に分類された法違反者の表示に使う傾向があるといえよう。

5 結 論

以上の内容をもう一度要約する。

(1)警察および裁判所において処遇された法違反者数と比べたとき、大新聞の『東京日日新聞』および小新聞の『読売新聞』は、①「被害者なき犯罪」（「違警犯」および「賭博」）について法違反者数を過小に報道する傾向があり、②集合的犯罪（「暴動」および「政治犯・暗殺」）

については法違反者数を過大に報道する傾向がある。

(2)両紙を比べたとき、①両紙とも読者の階層に近い人々が関係する犯罪類型（『東京日日新聞』では「政治犯・暗殺」、『読売新聞』では「財産犯」）の報道に多くの字数を費やす傾向があり、②『東京日日新聞』は統計中心の犯罪記事を罪種別に分類された法違反者（主として「財産犯」）の表示に、『読売新聞』は刑種別に分類された法違反者の表示に使う傾向があるが、③法違反者に対する評価を除く事実経過の描き方に関しては、両紙の間で大きな相違はない。

これらが1878（明治11）年に発行された『東京日日新聞』と『読売新聞』の記事に見られる犯罪類型の諸傾向である。明治初期の新聞に見られたこれらの諸傾向が、大新聞と小新聞の境界が消滅するとともにどう変化したか、あるいは、現代の新聞をはじめとするマス・メディアにも同様の傾向が見られるかどうかの研究は別の機会に譲る。いずれにせよ、本稿での考察から、犯罪類型別に見た場合、犯罪報道が常に刑事司法における法違反者の処遇状況を正確に反映しているとはかぎらず、その乖離には一定のパターンが見られると結論づけることはできよう。ここから、報道機関には、刑事司法機関において処理された事件を選別して、独自の言説をつくり出す機能があるという示唆を得ることができる。近現代における犯罪への社会的反作用の性質を十分に理解するためには、この報道機関の機能をより詳細に把握する必要があると思われる。

注

1. Stanley Cohen, *Folk Devils and Moral Panics: The Creation of the Mods and Rockers*, New York: St. Martin's Press, 2nd ed., 1980.
2. 内容分析についてはさしあたり、Kraus Krippendorff, *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*, Beverly Hills: Sage Publications, 1980 (=三上俊治・椎野信雄・橋元良明訳『メッセージ分析の技法——「内容分析」への招待』勁草書房, 1989年)；鈴

木裕久『マス・コミュニケーションの調査技法』創風社, 1990年, 89-107頁; 日吉昭彦「内容分析研究の展開」『マス・コミュニケーション研究』64号, 2004年, 5-24頁を参照。

3. もちろん, 警察・司法統計などの公式の犯罪統計が, 社会の中で実際に発生した犯罪のすべてを記録しているとは限らない。警察によって認知されない犯罪の件数(暗数)は統計に載らないからだ。しかし, 刑事司法機関の構成員が裁量によって記録しなかった事件を除けば, 公式の犯罪統計は刑事司法機関が処理した事件を正確に反映しているといえよう。この点については, 星野周弘「犯罪統計の性格, 分析上の問題, 工夫の方向について上・下」『警察研究』52巻12号, 1981年, 17-34頁, 53巻1号, 1982年, 29-45頁を参照。また, 1988(昭和63)年における『犯罪統計書』の認知件数と『朝日新聞』および『読売新聞』に掲載された事件数とを罪種別に比較した研究として, 矢島正見『少年非行文化論』学文社, 1996年, 288-305頁を参照。
4. 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局, 1981年, 60-75頁。
5. 「不偏不党」という観念の浸透とともに高級紙と大衆紙の境界が消滅していった過程については, 山本武利『新聞と民衆——日本型新聞の形成過程』紀伊國屋書店, 1973年を参照。小新聞に関する包括的な研究としては, 土屋礼子『大衆紙の源流——明治期小新聞の研究』世界思想社, 2002年を参照。
6. 例えば, 前田愛『幻景の明治』朝日新聞社,

1978年, 53-64頁; 平田由美「物語の女・女の物語」脇田晴子・S. B. ハンレー編『ジェンダーの日本史 下——主体と表現 仕事と生活』東京大学出版会, 1995年, 229-257頁; 佐藤哲彦「捜査技術の近代化と犯罪をめぐる語り——放火において」青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『近代日本文化論 6 犯罪と風俗』岩波書店, 2000年, 87-114頁。

7. 山本, 前掲『近代日本の新聞読者層』402頁。
8. 大日方純夫・我部政男・勝田政治編『内務省年報・報告書 第6巻』三一書房, 1987年, 217-305頁; 司法省編『司法省第4刑事統計年報 明治11年』1882年。
9. 統計院編『日本帝国統計年鑑 第1回 復刻版』東京リプリント出版社, 1962年, 528-529頁。
10. Edwin M. Schur, *Crimes without Victims: Deviant Behavior and Public Policy: Abortion, Homosexuality, and Drug Addiction*, Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1965. (= 畠中宗一・畠中郁子訳『被害者なき犯罪——墮胎・同性愛・麻薬の社会学』新泉社, 1981年。)
11. 大日方純夫解題『明治前期 警視庁・大阪府・京都府 警察統計 I』柏書房, 1985年, 28頁。
12. 以下引用する資料は, 句読点を補い, 法違反者と被害者の名前をアルファベットに変換するなど, 適宜表記を改めた。ただし, ふりがなは省略した。なお, 「……」は引用者による省略を表す。

Tendencies of Criminal Types in Newspapers in the Early Meiji Period

Hiroaki MATSUNAGA

The study aims to analyze tendencies of criminal types in two newspapers in the Meiji Period, 1878—*Tokyo-Nichinichi Shinbun*, a quality paper (*Oshinbun*) and *Yomiuri Shinbun*, a tabloid paper (*Koshinbun*). The findings include, first, to compare police and judicial statistics, the two newspapers tend to report (1) "crimes without victims" infrequently; (2) personal and collective crimes excessively. Secondly, to compare the two newspapers together: (1) they tend to report criminal types excessively which are involved with their readerships; (2) *Tokyo-Nichinichi Shinbun* tends to report criminal types in statistical news and *Yomiuri Shinbun* tends to report penal types in them; (3) the two newspapers tend to have a similar literary style about the criminal process. They suggest that the press functions as a discourse maker different from the legal process.

Keywords : crime news, quality paper, tabloid paper, content analysis, discourse